

令和7年度文教予算に関する緊急要望

次代を担う子供たちを誰一人取り残すことなく健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資源である我が国においては、教育の充実が未来への投資でもある。都道府県教育委員会では、これまでも域内の市区町村教育委員会等とも連携して、公教育の充実に取り組んできた。

未来の日本を支える人材の育成とともに、国民の関心・期待に応える教育の実現は我が国の社会の真ん中に据えるべき最重要施策の一つである。教師の心身の健康を守り、子供たちによりよい教育を行えるようにするため、各自治体や学校において働き方改革を進めているところであるが、本協議会としても、本年5月には令和7年度文教予算へ向けて、①教職の重要性及び教師の職務の特殊性等を踏まえた教師の処遇の抜本的改善や、②処遇改善に当たっては人材確保法に基づく給与改善が行われた当時の優遇分を確保する水準とすること、③処遇改善と合わせて、学校の諸課題や教師が担うべき業務の変化と増加に対応した定数の改善等について緊急要望を行い、文部科学省においても、その趣旨を踏まえた令和7年度概算要求が行われているところである。

しかしながら、このたび令和6年11月11日に財政制度等審議会財政制度分科会において財務省が示した案は、本協議会が求めてきた内容とは大きく方向性が異なるものである。教職員定数の改善等、学校現場への支援を行わず、時間外在校等時間の縮減を教職調整額の引き上げの条件とすることや、教職調整額を廃止し所定外の勤務時間に見合う手当を支払う仕組みに移行すること、また、その際、国庫負担額の上限を設けること等は、学校現場や教師への敬意と配慮を欠くとともに、地方教育行政の観点からも実現性に乏しい提案であり、本協議会として看過することはできないものである。

こうした観点から下記の事項について国に強く要望する。

記

1. いじめや不登校、日本語指導や特別な支援を要する児童生徒の増加等、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化していることから、働き方改革を推進していくに当たっては、業務の改善のみならず教職員定数等の充実が不可欠であること。
2. 厳しい勤務状況がある中、教師の処遇改善は喫緊の課題であることから、優れた教師を確保するという人材確保法の趣旨を踏まえ、教職調整額の引き上げは次期通常国会において給特法を改正の上、令和7年度より確実に実施すること。その際、学校や地域の状況は多様である中、教職員定数の改善なくして時間外在校等時間を縮減することが困難な地域や学校もあり、給与改善の条件として勤務時間の縮減を設定することは不相当であり、断じて行わないこと。
3. 専門的な知見からの判断に基づき日々子供たちと接している教師の職務の特殊性等を踏まえ、教師の自律性・裁量性を確保する観点から、時間外勤務手当化はすべきではないこと。
4. こうした施策を具体的に実現するためには、地方に財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置を行うこと。

令和6年11月22日
全国都道府県教育長協議会
会長 坂本 雅彦

全国都道府県教育委員協議会
会長 秋山 千枝子